

# 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

(宛先) 浦安市長

(納税義務者) 住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

地方税法附則第15条の9第4項又は第5項の規定する高齢者等居住改修（バリアフリー改修）住宅に係る固定資産税の減額の適用を受けたいので、浦安市税条例附則第10条の3第8項の規定に基づき、次のとおり申告します。

改修家屋の状況	家屋所在地	浦安市		種類	
	家屋番号			構造	造
	床面積	. m <sup>2</sup>	居住部分床面積	. m <sup>2</sup>	
	建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日	
改修工事の内容	減額申告者 対象者	住所	浦安市		
		氏名		納税義務者 との続柄	
		生年月日	年 月 日		
	該当事由	<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 要介護・要支援認定 <input type="checkbox"/> 障がい			
工事内容	<input type="checkbox"/> 廊下の拡張 <input type="checkbox"/> 階段の勾配緩和 <input type="checkbox"/> 浴室の改良 <input type="checkbox"/> トイレの改良 <input type="checkbox"/> 床の段差解消 <input type="checkbox"/> 床の滑り止め化 <input type="checkbox"/> 手摺の設置 <input type="checkbox"/> 戸の改良				
	工事完了年月日	年 月 日			
全体工事費	円				
バリアフリー改修費	円				
補助金等※	円				
補助金等を除いたバリアフリー改修費	円 (50万円以上が対象)				
工事完了日から3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由	(該当する場合のみ記入してください)				
添付書類	① 減額対象者の証明書類（複数該当する場合は、いずれか一つ） ・65歳以上・・・住民票の写し（市による確認がとれれば不要） ・要介護認定、または要支援認定者・・・介護保険者証の写し ・障がい者・・・障がい者手帳または療育手帳等の写し ② 工事内容及び費用が確認できる書類（見積書、工事内訳書、図面等） （建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する増改築等工事証明書でも可） ③ 工事費領収書の写し ④ 改修工事前後の写真 ⑤ 補助金等を受けている場合は、交付決定書等の写し ⑥ 納税義務者の住民票の写し（市外に住民登録されている方のみ）				
<b>【要件等確認に係る同意】</b> 本申告書記載の内容を審査するに当たり、要件の確認を目的として、必要に応じて固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに <p style="text-align: center;">同意します      ・      同意しません</p> 該当するものを○で囲んでください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくことになります。					

※国または地方公共団体からの補助金等は、バリアフリー改修費から除きます。

市処理欄	認・否	軽減面積	. m <sup>2</sup>	決定日	令和 年 月 日
------	-----	------	------------------	-----	----------

## 1 対象となる住宅

新築された日から10年以上を経過した住宅であること（賃借を除く）

## 2 減額の要件

①居住者が以下のいずれかであること

- ・65歳以上の方（工事が完了した翌年の1月1日時点）
- ・要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障がいのある方

②以下のいずれかに該当する改修工事であること

廊下の拡張・階段の勾配緩和・浴室の改良・トイレの改良・床の段差解消・  
床の滑り止め化・手摺の設置・戸の改良

③バリアフリー改修工事費用が補助金等を除いて、50万円を超えること

④住宅部分の床面積が以下の基準に該当するもの

【令和8年3月31日までの改修の場合】床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下の住宅  
であり、そのうち120平方メートル分までの居住部分

【令和8年4月1日以降の改修の場合】床面積が40平方メートル以上240平方メートル以下の住宅  
であり、そのうち120平方メートル分までの居住部分

⑤店舗等併用家屋の場合、床面積の2分の1以上が居住用であること

## 3 減額の内容

改修工事が完了した年の翌年度分に限り、家屋に係る固定資産税の3分の1を減額します。

床面積が100㎡を超える住宅は、100㎡相当分について減額が適用されます。

※区分所有家屋は、専有部分について減額が適用されます。専有部分が100㎡を超える家屋  
は、100㎡相当分について減額が適用されます。

※耐震改修をした住宅に係る固定資産税の減額制度等との併用はできません。

ただし、省エネ改修をした住宅に係る固定資産税の減額制度との併用は可能です。

## 4 記入方法

①減額の適用を受けようとする納税義務者の住所、氏名、電話番号を記入してください。

②「改修家屋の状況」は、納税通知書の課税明細書等を参照して記入してください。不明な所は、  
空欄でもかまいません。

「床面積」は、納税通知書の課税明細書の床面積を記入してください。

「居住部分床面積」について、専用住宅は「床面積」と同じです。併用住宅は居宅部分の面積、  
区分所有家屋は登記面積となります。

※区分所有家屋の納税通知書の課税明細書に記載されている床面積は、専有部分以外にエン  
トランス、廊下等の共有部分を按分していますので、登記面積より多くなっています。

③「改修工事の内容」は、増改築工事証明書と合致するようにしてください。

④改修工事が完了した日から3ヶ月以内に提出できなかった場合は、理由を記入してください。